

令和8年度研究開発型ベンチャー企業成長支援事業実施業務委託 企画提案実施要領

1 はじめに

川崎市では、長く市内経済を支えた製造業の事業所数が減少する一方、産業構造の転換による研究開発型企業の集積が進むことにより、研究開発に従事する者が増加しています。こうした本市の特徴を踏まえ、新産業を創出し、革新的な技術の事業化を図りグローバルに展開する研究開発型ベンチャー企業を、本市からより多く生み出すことが、今後の本市の経済活性化及び持続的発展を図るために必要となっています。

本事業は、優れた研究開発型ベンチャー企業等を発掘し、成長を加速させる支援プログラムにより、国内外に大きく展開するベンチャー企業を次々に創出させ、本市の持続的な経済発展と、起業・創業の世界的な都市としての発信につなげることを目的に、起業前の個人及び起業初期までのベンチャー企業を対象として、主に事業化に向けた専門的助言を行うメンターを活用したメンタリング・セミナー等による支援プログラムに加え、投資家等に向けたピッチイベントの開催等により、事業計画のブラッシュアップ及び投資家や公的機関からの資金獲得、CxO人材の獲得等に向けた支援事業を実施するものです。

2 事業要件

(1) 委託業務の概要

別紙仕様書のとおり

(2) 参考価格

15,543,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案に関する事項

(1) 企画提案に求める内容

本業務は、大学発のコア技術及び事業会社等研究開発型企業の技術シーズを活用し、事業化を目指す起業前の個人及び起業初期までのベンチャー企業を対象として、メンターによるメンタリング支援等に加え、投資家等に向けたピッチイベントの開催等により、事業計画をブラッシュアップするとともに、投資家や公的機関からの資金獲得、CxO人材の獲得等に向けた支援を実施することを目的に実施します。

業務の目的を達成するため、提案者の有する知識や経験、ネットワーク等を活用した事業実施内容等について、提案してください。

ア 業務の実施コンセプト及び提案事項

(ア) 支援対象者の公募及び事業の広報〔仕様書3－(4)－ア〕について、効果的な広報の手法（チラシ、ポスター、専用ホームページ、SNS、公募説明会、各団体への広報等）について提案するとともに、特に大学や事業会社に属する研究者、若年層の起業家の興味関心を引く広報手法について、提案してください。広報にあたって、大学や事業会社等、支援対象者となる起業前の個人やベンチャー企業が集まると考えられるコミュニティやイベント等に自ら周知する際の周知先候補及び選出理由を提案してください。

- (イ) 支援対象者選定の補助〔仕様書3－(4)－イ〕について、前項の業務にあたって、想定するエントリー件数、支援対象者を適切に選定するための選定スキーム及びスケジュール、選定の基準等について提案してください。
- (ウ) プログラムにおけるメンターの登用〔仕様書3－(4)－ウ〕、及びメンタリングの実施〔仕様書3－(4)－エ〕について、提案者のネットワークを活用し、メンターの登用候補者、各メンターの支援内容、役割分担、専門範囲等について提案するとともに、メンタリングの具体的な手法や回数、スケジュール等について提案してください。なお、メンタリングの内容については、支援対象者が求める場合、「川崎市創業支援等事業計画」に定める特定創業支援等事業(※1)に適合するものを提供することが必要です。また、特定創業支援等事業に適合する講義等については(エ)にあるセミナー等で実施することも可とします。
- (※1) 起業に必要な「経営、財務、販路開拓、人材育成」に関する知識を習得する講座等を4回以上かつ1か月以上の期間で実施するとともに、DEMO DAYにおけるピッチや個別面談等により、知識の定着を確認できた者に対し、修了証を発行する事業です。支援対象者は、当該講座等を受けた証明書を提出することにより、起業に関する税制、融資等の優遇措置を受けることが可能となります。
- (エ) セミナーの実施〔仕様書3－(4)－カ〕について、実施内容のテーマや講師、スケジュール等について、提案してください。なお、セミナーの実施については必須ではなく、個別メンタリングではなく一斉の講義で実施することが適した内容がある場合や、個別メンタリングの補足として必要な場合など、必要に応じて提案してください。なお、セミナーを実施する場合は、実施内容のテーマや講師、スケジュール等について提案してください。
- (オ) サポーター機関(※2)を対象としたクローズドで行うマッチング等（個別マッチングシステムの提供やクローズドで行うピッチイベント等）の実施〔仕様書3－(4)－キ〕について、サポーター制度の趣旨及びサポーター機関の業種等を踏まえ、支援対象者との優先的かつ効果的なマッチングができる取組を提案してください。
- (※2) 本事業は、本事業の趣旨に賛同する事業会社、金融機関等の各種団体を、本市において「サポーター」として登録する制度を採用しており、サポーターの優遇措置として、支援対象者との優先的なマッチングや事業に関する情報共有を行うものとしています。
- (カ) マッチングに向けたオープン型ピッチイベント(DEMO DAY)等の実施〔仕様書3－(4)－ク〕について、支援対象者のうち、特に大学や事業会社に属する研究者のニーズを踏まえた魅力的な内容（多数のVC・投資家や研究機関・事業会社等の参画に繋がるプログラム構成や集客手法、事前・事後のマッチング手法等）及び実施時期等について提案してください。
- (キ) Cx0 人材マッチング等の実施〔仕様書3－(4)－ケ〕について、Cx0 人材プールの形成手法及び人材育成の手法、支援対象者への効果的なマッチング方法等について提案してください。
- (ク) その他、次の項目について提案してください。
- 本プログラムを実施することによって、委託業務終了時点までにどのような成果（投資家や事業会社等とのマッチング件数、実証フィールドの提供等）を実現可能なのか、提案時点で想定する内容を記載してください。
 - 支援対象者における市内への新たな拠点の設置、もしくは、市内企業とのコラボレ

ーションの創出等につながる工夫について提案してください。

- c 上記の提案事項を踏まえて、本プログラムが広く認知されるなど、事業のプランディングに繋げる工夫などがありましたら提案してください。
- d その他、本業務の目的達成のために、仕様書の記載内容に関わらず、より効果が見込まれる実施内容があれば提案してください。

イ アピールポイント

提案及び提案者のアピールポイントがあれば提示してください。なお、本委託業務とは別に提案者が有する自主事業との相乗効果の発揮などの内容があれば併せて提示してください。

ウ スケジュール

契約期間内の作業スケジュールを提示してください。

エ その他

(ア) 提案者の事業概要

事業の概要がわかる資料を提示してください。(パンフレット等)

(イ) 業務実施体制

本業務の実施体制について提示してください。

(ウ) 過去の類似した業務の実績

主に起業前の個人を対象とした支援プログラム等、本業務に関連する業務実績について提示してください。

(エ) 見積書

費目ごとに金額を提示し、その積算根拠についても記載してください。

(2) 仕様書に関する事項

仕様書3「委託業務の詳細」に記載する事項は、提案者が企画提案を行うための目安として提示しているものであり、この内容を上回る提案を妨げるものではありません。

(3) 参考資料

事業実施の際に、必要に応じて活用してください。

- ・「2025年度 Kawasaki Deep Tech Accelerator」ホームページ
<https://kawasaki-dta.upto4.com/>
- ・「Kawasaki-NEDO Innovation Center」ホームページ
<https://www.k-nic.jp/>
- ・「新川崎・創造のもり」ホームページ
<https://kawasaki-sozonomori.jp/>
- ・「キングスカイフロント」ホームページ
<https://www.king-skyfront.jp/>

4 企画提案の流れ

(1) スケジュール（予定）

ア 企画提案公募（公示）	1月29日（木）
イ 参加意向申出書の受付	1月29日（木）～3月4日（水）
ウ 参加資格確認通知	3月9日（月）
エ 質問書の受付期間	1月29日（木）～3月4日（水）
オ 質問書に対する回答	3月9日（月）
カ 企画提案書の受付期間	3月11日（水）～3月17日（火）
キ 審査	3月24日（火）
ク 審査結果の通知発送	3月26日（木）（予定）
ケ 契約	4月1日（水）（予定）

(2) 企画提案参加受付

ア 参加者の資格要件

この企画提案に参加を希望する事業者は、次の条件をすべて満たしていることを必須とします。

- (ア) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他」、種目「その他」に登録されている者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込みである者。なお、登録申請されていない者については、イ(ア)eに記載する書類を提出すること。
- (イ) 本業務を実施する体制に、主に起業前の個人や中小企業等の法人を対象とした起業支援プログラム等の実施実績を有する者を含むこと。
- (ウ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- (オ) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (カ) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- (キ) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。

イ 参加意向申出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により所定の参加意向申出書を提出しなければなりません。

(ア) 提出書類

- a 参加意向申出書（様式1） 【1部】
- b 事業者の概要（任意様式） 【1部】
パンフレット等事業概要がわかるもの
- c 過去5年程度の類似業務の実績（任意様式）【1部】
件名、業務内容、発注元、金額を記載してください。（10件以内）

本市からの類似事業の受託業務がある場合は、必ず記載してください。

d 業務実施体制（任意様式）

【1部】

本業務に関連する経験等を有する者の実績、本業務における役割が分かる内容としてください。

e その他（令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「その他」、種目を「その他」で登録申請していない者のみ） 【各1部】

① 暴力団排除に係る誓約書（様式2）

② 登記事項証明書（写し可） 発行 3か月以内のみ有効

③ 代表者印鑑証明書（原本） 発行 3か月以内のみ有効

④ 納税証明書・国税（写し可） 発行3か月以内のみ有効

「その3の3」（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出すること。

⑤ 納税証明書・川崎市税（写し可）（※1・2） 発行3か月以内のみ有効

本市内事業者及び準市内事業者（※3）のみ提出が必要

・（川崎市）法人市民税納税証明書

直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ。

・（川崎市）固定資産税（償却資産を含む）納税証明書

令和6年度及び7年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ。

（固定資産及び償却資産がない場合は、提出不要）

※1 完納していることが条件なので、領収書などは不可。

※2 法人市民税について営業所を設立したばかりで、納期限が一度も到来していない場合は、営業所の開設届（市税事務所の受付印が押印されたもの写し）でも可とします。

※3 市内業者、準市内業者の区分は次のとおりです。

市内業者……本店が川崎市内にある事業者

準市内業者…支店が川崎市内にある事業者

⑥ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入関係書類

直近の領収書（写し）を添付してください。

※1 雇用保険について、口座振替による圧着ハガキ（領収のお知らせ）の場合、会社名が分かるように必ず画面をコピーしてください。

※2 保険料を実際に支払ったことを確認する必要があるため、領収済額通知書又は領収印が押印された領収書（写し）を御提出ください。

※3 口座振替又はネットバンキングの場合は、（a）納入すべき額が記載された通知書、（b）その金額が実際に引き落とされたことが確認できる部分の通帳（不要な部分は黒塗り可）又は取引明細書の写しを併せて御提出ください。

⑦ 財務諸表（写し）〔直前決算2期分〕

損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書を提出してください。

（イ）提出方法

a については、事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。b～eについては、事前連絡の上、持参、郵送もしくはメール、市のファイル転送システムによ

り提出してください。

(ウ) 提出先及び問い合わせ先

川崎市経済労働局イノベーション推進部 創業担当

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

E-mail : 28innova@city.kawasaki.jp

※市のファイル転送システムについては、参加意向申出書提出時にご案内します。

(エ) 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時（必着）

(オ) その他

代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

ウ 参加資格確認通知

資格要件に基づく審査を行った結果について、令和8年3月9日（月）までに参加資格確認通知の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

（3）企画提案に関する質問の取扱い

ア 質問方法

質問は文書（任意様式）により行うものとし、提出方法は、電子メールによるものとします。

イ 受付期間

令和8年1月29日（木）～3月4日（水）午後5時（必着）

ウ 回答方法

質問者を含めた全ての参加者に対して、令和8年3月9日（月）までに電子メールで回答します。

（4）企画提案書提出

ア 提出書類

- ・提案者は、期日までに次の書類を提出してください。
- ・紙媒体の場合は10部ずつ、データ提出の場合は一式を提出してください。なお、企画提案書の作成、提出に必要な経費は、各事業者の負担とします。

(ア) 企画提案書（任意様式）

- a A4版とし、表紙を除き10ページ以内で作成してください。
- b 提案にあたっては、概念図やフロー図などを活用して、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意してください。

(イ) 添付書類（任意様式）

- a 事業者の概要（パンフレット等事業概要がわかるもの）
- b 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）
- c 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）
- d 見積書（積算根拠の内訳を記載）

(ウ) 提出書類の取扱い

- a 提出書類は、返却しません。
- b 提出期限後の提出書類の差し替え、変更及び追加は認めません。
- c 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

イ 提出方法

持参又は郵送、メール、市のファイル転送システムにより提出してください。

(ア) 提出先

川崎市経済労働局イノベーション推進部創業担当

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

E-mail : 28innova@city.kawasaki.jp

※市のファイル転送システムについては、参加意向申出書提出時にご案内します。

(イ) 受付期間

令和8年3月11日（水）～3月17日（火）午後5時（必着）

（5）企画提案選定方法

ア 企画提案の選定方法

提出書類及びプレゼンテーションによる審査とします。

イ 審査体制

川崎市経済労働局内に企画提案の選定委員会を設け、企画提案の審査を行い、参加者の中から最優秀者及び次点者を選定します。また、基準点は、満点の6割以上とし、基準点を超えた業者を選定対象とします。提案者が1社であっても、基準点を超えない場合は、対象外とします。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとします。

（ア）審査基準の「（ア）企画提案の視点・内容」が最も高い点数の業者を選定

（イ）見積書の総額が最も安い業者を選定

ウ 審査基準

(ア)	企画提案の視点・内容	・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか ・事業目的に沿った十分な成果が見込めるか
(イ)	提案内容の工夫	・提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか ・提案者の実績を生かした提案がなされているか
(ウ)	事業実施体制	・事業実施に必要な専門知識を有しているか ・業務遂行に適切な実施体制を構築しているか
(エ)	取組意欲・積極性	・積極性があり、前向きな提案がなされているか
(オ)	提案内容の実行可能性	・十分に実行が可能な方法となっているか

		・適切なスケジュールとなっているか
(カ)	経済性・効率性	・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか ・提案内容に無駄がないか

(6) 企画提案選定委員会の実施

ア プレゼンテーションにより、企画提案の審査を行います。

日時 令和8年3月24日（火）

※時刻等、詳細事項については、各提案者へ別途通知いたします。

イ 実施方法

事前に提出されている書類に基づいて、提案説明15分以内、質疑応答10分程度で行っていただきます。（提案説明・質疑の時間は変更する場合があります。）

ウ 企画提案選定委員会についての注意点

- ・企画提案選定委員会の当日に資料等を差し替え、変更及び追加することはできません。
- ・提案者の出席は、原則として3名以内としてください。
- ・原則として、当該業務に携わると想定される担当者が出席し、説明を行ってください。

(7) 選定結果の通知

選定後、速やかに各提案者宛てに郵送で通知します。（令和8年3月26日（木）発送予定）なお、選定結果等について、電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

(8) 企画提案参加の意思確認

ア 契約締結までは、本業務の受託を辞退することができます。

イ 辞退にあたっては、書面により、申し出てください。

ウ 契約締結前に採択事業者の辞退があった場合は、第2順位以降で高順位の事業者を繰り上げて採択するものとします。

(9) 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

ア 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合

イ 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合

ウ 提出書類の提出後に本実施要領「4-(2)-ア 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合

エ 他の提案者の協力者となった場合

オ その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

(10) その他

ア 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません

イ 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議

が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。

- ウ 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、業務内容は必ずしもその内容に限定されないものとします。
- エ 提案書類等における使用言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用してください
- オ 業務の実施にあたっては、本業務の委託契約約款を遵守していただきます。また、個人情報、調査対象等のデータの保護については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において、厳重に管理することとし、必要な届出が発生した場合は、本市の指示に従って提出していただきます。
- カ 原則として、事業に要した経費は、事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- キ その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。
- ク 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

(11) 提出先及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

川崎市経済労働局イノベーション推進部 創業担当

電話：044-200-2334

E-mail：28innova@city.kawasaki.jp